

訪問看護ステーション軽自動車 一式 賃貸借 質問への回答

No.	質問内容	回答
1	<p>仕様書 1. 賃借物件明細について                      走行予定距離を大幅に超過する場合3円/kmと記載されていますが、大幅とは具体的に何kmを想定されていますでしょうか。                      7年のリース期間で36,000kmを超えると3円/kmの請求はいかがですか。</p>	<p>契約期間中の走行予定距離を35,000km(5,000km×7年間)以上超過した場合、「走行予定距離からの超過分」について契約期間終了後に3円/kmで精算することを想定しております。</p>
2	<p>仕様書 2. 契約期間について                      万が一、アルトの生産ストップなど想定外の事態で納期の遅延が発生した場合、協議に応じていただけますでしょうか。</p>	<p>仕様書に「※落札者の責めによらない事由による納期遅延が発生した場合には、令和6年4月1日から納車日までの間の代車(軽乗用車・車種年式不問)を6台無償で用意し、令和6年3月29日16時までに当院へ持ち込むこと。この場合の契約始期は各月の1日を始期とし、車両登録日・納車日も含め双方協議の上定める。」と記載があるとおり、協議に応じます。</p>